

介護保険料の 通知書を郵送します

市は、65歳以上の人に、平成28年度介護保険料の通知書（本算定）を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方（特別徴収または普通徴収）の確認をしてください。
詳しくは、高齢介護課（☎47-7406）へ。

＜＜特別徴収＞＞

- *対象／老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人
- *通知書／9月中旬に郵送
- *納付方法／年金から天引き
※年額18万円以上の年金を受給している人でも、年度途中で65歳になった人や、他の自治体から転入した人などは、特別徴収に切り替わるまでの間、一時的に普通徴収での納

付となります

＜＜普通徴収＞＞

- *対象／老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人
- *通知書／8月中旬に郵送
- *納付方法／納付書または口座振替



平成28年度 所得段階別の年間介護保険料

所得段階	対象	保険料率	年間保険料
第1段階	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人など ②世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.45	30,024円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額80万円を超え、120万円以下の人など	基準額×0.65	43,368円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人など	基準額×0.75	50,040円
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.90	60,048円
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、第4段階に該当しない人など	基準額	66,720円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人など	基準額×1.20	80,064円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人など	基準額×1.30	86,736円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人など	基準額×1.50	100,080円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上490万円未満の人など	基準額×1.70	113,424円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が490万円以上690万円未満の人など	基準額×1.75	116,760円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が690万円以上の人	基準額×1.80	120,096円

第2子と第3子以降の加算額増額

児童扶養手当法 一部改正

大切なお知らせ



児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、子どもの健やかな成長のために支給される手当です。

児童扶養手当法の一部が改正され、8月分（12月9日支給分）から第2子と第3子以降の加算額が増額されます。なお、増額分については、家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

詳しくは、子育て支援課（☎47-7092）へ。

児童扶養手当の月額

子どもの数	現行	8月分以降
子どもが1人の場合		【全部支給】 42,330円 【一部支給】 42,320～9,990円 (所得に応じて決定)
第2子の加算額	5,000円	【全部支給】 10,000円 【一部支給】 9,990～5,000円 (所得に応じて決定)
第3子以降の加算額	3,000円	【全部支給】 6,000円 【一部支給】 5,990～3,000円 (所得に応じて決定)

各種手当の現況届などの提出を

市は、児童扶養手当や特別障害者手当など下記の手当を受けている人（所得制限で支給停止の人を含む）に、現況届などを8月に郵送します。

必要事項を記入・押印などのうえ、現況届などを期日までに提出してください。いずれの手当も、平日のみ（児童扶養手当のみ一部土日に受付）、窓口で受け付けます。

なお、期限内に提出がないと、支給が停止となります。また、この手続きを2年間しないと受給権が消滅しますので、ご注意ください。



「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」

- *提出期間／児童扶養手当の現況届＝8月1日(月)～31日(水) 特別児童扶養手当の所得状況届＝8月12日(金)～9月9日(金)
- *提出場所／子育て支援課、上石津・墨俣地域事務所
- *備考／児童扶養手当のみ、8月27日(土)・28日(日)の午前10時～午後3時に、市役所本

庁舎1階第1会議室でも受付
*問合せ／子育て支援課（☎47-7092）へ

「特別障害者手当」 「障害児福祉手当」 「経過的福祉手当」

- *提出期間／8月12日(金)～9月12日(月)
- *提出場所／障がい福祉課、上石津・墨俣地域事務所
- *問合せ／障がい福祉課（☎47-7298）へ

国民健康保険料の料率を決定

8月中旬に通知書を郵送

平成28年度の国民健康保険料の料率が、次のとおり決まりました。今年度の料率は前年度と同率ですが、医療分と後期高齢者支援金分の賦課限度額がそれぞれ2万円増額されました。

年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合計した金額で、保険料率および最高限度額は右表のとおりとなります。

市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更（決定）通知書」と4期（8月）からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵送します。なお、4期から10期までの保険料は、年間保険料から

すでに納付済みの1期から3期分を差し引いて、7回に分けた金額となっています。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険G（☎47-8132）へ。

平成28年度 国民健康保険料率

		医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40～65歳)
所得割	基準総所得金額※の	7.15/100	2.24/100	1.90/100
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額の	20.00/100	6.10/100	6.40/100
均等割	被保険者1人につき	24,500円	7,700円	8,500円
平等割	1世帯につき	25,000円	7,800円	6,000円
最高限度額		540,000円	190,000円	160,000円

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額